

中間貯蔵施設の整備と仮置場からの早期搬出に向けた工程の明示を求める意見書

国は、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い実施を余儀なくされている除染で発生した大量の放射性物質を含む土壌等について、去る3月13日から中間貯蔵施設への搬入を開始した。今後の本格輸送に向けた準備として、輸送対象物の全数管理、輸送車両の運行管理、モニタリング等を実施・検証するため、1年程度を試験輸送期間と位置付けている。

昨年、当県から国に対し、中間貯蔵施設については、県外最終処分の法案の成立を始めとする5項目の申入れがなされるとともに、施設の建設に当たっては、地権者に対して、分かりやすく丁寧な説明を行うことが確認されたところである。しかしながら、当県知事、大熊・双葉両町長が搬入受入れを判断してから4か月以上が経過したにもかかわらず、仮置場の設置の際になされた3年程度の仮置きとした説明に対し、仮置場からの搬出計画が示されていないため、県民から不安の声が上がっている。

よって、国においては、除染の推進による復興の更なる加速化を進めるとともに、県民の安心・安全を確保するため、中間貯蔵施設の整備と仮置場からの早期搬出に向けた工程を早急に明示するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年7月1日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長 あ て
内 閣 総 理 大 臣
環 境 大 臣

福島県議会議長 斎 藤 勝 利